

対面対話による共有認識事項

平成28年12月21日(水)に実施しました対面対話について、参加者の共有認識事項として以下を公表します。

No	項目	資料名	概要箇所	内容	市の回答
1	西側境界の納まりについて	要求水準書	P.6	現況の盛土を搬出除去すると1.5m程度の段差が生じ擁壁が必要になると思いますが、施工の際に隣地を借用させていただき掘削、躯体工事を行うことは可能でしょうか。	本事業地が先行して盛土の搬出除去を行うことになることから、市としては次の方法を想定しております。 ○隣地内側の水平距離2mまで盛土を処分したうえで、さらにそこから隣地内側に30度の勾配で処分する。 これは、隣地を使用して作業することになるが、隣地の用途が決定していないことから、使用可能期間については、別途協議する。
2	設計・建設期間について	要求水準書	P6 設計・建設期間	ご提示いただいた設計・建設期間は、非常に厳しい工程が想定されます。要求水準書(案)に関する質問書の回答No.30に「各種協議については基本的には可能ですが、敷地内の実地調査は事業契約締結後の実施が基本となります」とありますが、どこまでの協議が可能でしょうか。	○教育委員会はもとより関係機関との各種協議は、仮契約後から実施可能です。 ○盛土の処分は、本契約締結後に実施することが可能です。 ○開業準備期間は、最低2ヶ月を確保することとしますが、建築期間の確保については、様式I-1事業スケジュール提案書にて提案してください。
3	献立の組み合わせについて	要求水準書	P8 献立方式等	「主菜の揚げ物調理と焼物調理をそれぞれ、1日の4,000食程度になるように調整する。」との規定及び要求水準書(案)に関する質問回答No.43に関連して、2献立提供の組合せを再確認させて頂けないでしょうか。	焼き物と焼き物、焼き物と蒸し物の組み合わせはありません。
4	様式F-12の調理工程表について	様式集	P12 献立例2	ブロッコリーとパスタのソテーの調味料として乳製品のバターが使用されている為、マヨネーズと同様に除去とし、卵・乳を対象としたアレルギー対応食工程表を作成するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	地域社会、地域経済について	様式集	P6 様式B-6	様式B-6「地域社会、地域経済への貢献に関する提案」における地場企業の企業割合・請負額割合について、提案の実効性の担保の考え方について確認します。特に、市内事業者への発注状況について、提案書の内容に達していない場合は、ペナルティを課すことをお考えでしょうか。	地域社会、地域経済への貢献に関する提案に対する市の考え方は以下のとおりです。 ○市内事業者への発注状況は毎年確認します。 ○提案書に記載した内容に達していない場合は、協議・指導しますが、金銭的なペナルティを課すことは考えていません。